平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 自立支援医療の給付のあり方に関する研究 分担研究

精神通院公費負担制度の給付実態、および自立支援医療における 重度かつ継続の範囲と再認定の要件に関する研究 分担研究報告書(1)

通院医療費公費負担についてのレセプト調査

分担研究者 竹島 正 (国立精神・神経センター精神保健研究所)

研究協力者 三宅 由子 (国立精神・神経センター精神保健研究所)

小山 明日香 (国立精神・神経センター精神保健研究所)

稲垣 中 (慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室)

羽藤 邦利 (代々木の森診療所)

伊藤 恵理子(神奈川県精神保健福祉センター)

小原 圭司 (関東医療少年院)

石黒 雅浩 (東京都立中部総合精神保健福祉センター)

平賀 正司 (東京都立多摩総合精神保健福祉センター)

大森 まゆ (国立精神・神経センター 武蔵病院)

中川 敦夫 (慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室)

橘田 昌也 (南飯能病院)

山口 洋介 (桜ヶ丘記念病院)

研究要旨:本研究は、精神通院公費負担制度の給付状況の実態(診療報酬明細書データ)に基づき、重度かつ継続の範囲、予想される自立支援医療の給付実態を明らかにすること等を目的とする。厚生労働省を通して診療報酬支払基金に平成 18 年 2 月分の診療報酬明細書の抽出を依頼し、個別情報をマスクした 3,674 件の診療報酬明細書コピーを入手した。分析は主に「処方せん料なし(投薬を含んだ)レセプト」1,686 件を用いて行なった。主傷病では統合失調症圏(F2)が 47.3%、気分障害(F3)26.3%が多く、生活保護を受けているものは 27.3%であった。1 件当たりの請求点数は 78~33,223 点に分布し、5,000 点未満が9割を占めた。請求点 2 万以上は 11 件、うち統合失調症 5 件、器質性精神障害 3 件、その他 3 件で、精神科デイ・ケア等あるいは重症痴呆患者デイ・ケアの費用が大きな割合を占めていた。傷病名から「重度かつ継続」に該当する、器質性精神障害(F0)、精神作用物質による障害(F1)、統合失調症圏(F2)、感情障害(F3)、てんかん(F0 以外)の合計では 87.9%であり、また、主傷病の初診からの経過年数が 2 年以上であるものは 68.5%であった。第3 回自立支援医療制度運営調査検討会の検討結果に示された「重度かつ継続」の範囲に従うならば、精神通院公費から自立支援医療制度に移行する利用者の大多数が「重度かつ継

続」に該当することとなる。このことは、精神通院公費制度が概ね適正に運用されてきたことを示すものと考えられる。しかしながら、自立支援医療制度への移行に伴って制度の運用に変化が生じる可能性もあり、自立支援医療の適用の範囲についての検討結果をもとに、制度の運用実態をモニタリングする必要があると考えられた。

A. はじめに

障害者自立支援法においては、自立支援 医療の対象者は、従来の更生医療、育成医療、精神通院公費負担制度の対象者を基本 に、低所得者や、障害の程度が重度でかつ 継続的に医療費負担の発生する者(以下「重 度かつ継続」という)の場合は、所得水と に応じて負担の上限額を設定することとと れている。そして、当面の重度かつ継続の 範囲として、「疾病、症状等から対象となる 者」「疾病等にかかわらず、高額な費用負担 が継続することから対象となる者」が不 れ、重度かつ継続の対象については、実証 的な研究成果を踏まえて、2年以内に範囲 を見直すこととなっている。

本研究は、精神通院公費負担制度の給付 状況の実態(診療報酬明細書データ)に基 づき、重度かつ継続の範囲、予想される自 立支援医療の給付実態等を明らかにするこ とを目的とする。

B. 対象と調査方法

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神保健福祉課を通して、診療報酬支払基 金に、平成 18 年 2 月分の診療報酬明細書の 抽出を依頼した。抽出方法は、平成 12 年度 度厚生科学研究費補助金(厚生科学特別研 究事業)「精神保健福祉法第 32 条による通 院医療費公費負担の増加要因に関する研 究」において行った抽出方法を参考にした が、現在は平成12年度とは状況が異なって おり、全く同様の抽出は行なえなかった。 すなわち、12年度の抽出方法を参考に無作 為による抽出を依頼したが、支払基金より 実務上の理由から「今回は各都道府県の規 模に沿って抽出数を指定し、抽出に当たっ ての条件として、1医療機関で老人保健と の併用1件、高齢者及び本人との併用3件、 家族及び3歳未満との併用3件、公費との 併用 3 件をそれぞれ上限とすること(計 10 件)」という提案があり、それを採用した。 また提出書類の電子化が進んでおり、電子 化されて提出された書類については、今回 の抽出に含めることができなかった。医科 レセプトの電子化率は 12.8% (平成 17 年 11 月末日現在)程度である。したがって、 厳密な意味での無作為抽出標本ではないが、 その月の診療報酬明細書の実態を把握する ことのできる標本と言って差し支えないと 思われる。氏名等の個別情報をマスクして コピーした 3,674 件の診療報酬明細書を研 究対象とした。

対象となった明細書について、まず医師により主診断を決定する作業を行なった。 傷病名中に複数の精神障害がある場合には、より重要と思われるほうを選択し、処方内容などから判断できるものはそれに従った。できる限り、現在の状態での傷病を主診断とした。精神障害の分類は ICD (国際疾患分類)の下分類に従い、器質性精神障害(FO)、 精神作用物質による障害(F1)、統合失調症 (精神分裂病)圏(F2)、気分障害(F3)、神 経症性障害等(F4)、生理的障害等(摂食障 害等)(F5)、人格障害(F6)、精神遅滞(F7)、 心理的発達障害(F8)、小児期および青年期 の障害(F9)、てんかん(F0以外)の11 分類とした。その他の傷病名については、 合併精神障害、副作用による傷病、関係の 乏しい傷病に分類した。

(倫理面への配慮)

診療報酬明細書の調査にあたっては、調査の目的を明確にしたうえで、氏名等の個別情報をマスクしたものを収集した。また、これらの保管・管理には、データ入力期間を除いて、分担研究者の所属する研究機関において、責任者のもと、鍵のかかるキャビネット内で保管した。データ入力にあたっては、厳格な資料の管理を含む契約を締結し、専門の業者に入力を依頼した。疫学研究に関する倫理指針を踏まえ、本研究の実施に関しては、国立精神・神経センター武蔵地区の倫理審査委員会に申請し、その承認を得ている。

C:結果

1. 基本属性

医科レセプトで投薬も含めた医療費を検討するには、処方せん料なしレセプトについて分析するのが適切である。すなわち、処方せんが出ていないレセプトには、処方された薬に関する請求の内容が示されているからである。医科レセプト 3,674 件中、処方せん料なしは 1,686 件であった。医科レセプト全数および処方せん料なしレセプトについて、性別、年齢階層、主たる傷病の分布、生活保護ありの割合を表1に示し

た。

性別は女性がやや多く、年齢層では50~59歳が全体の21.4% [23.3%: []内は処方せん料なしレセプトにおける割合、以下同]を占め最も多いが、30~39歳、40~49歳もほぼ同じ程度の21.1% [20.2%] および20.7% [20.5%] であり、この3層で全体の63.2%[64.0%]を占める。19歳以下の若年層は少なく、60歳以上の高齢者は21.6% [22.1%] であった。主たる傷病は精神分裂病(F2)が最も多く41.9% [47.3%]を占める。次いで気分障害(F3)30.8% [26.3%]、神経症性障害(F4)12.1%[9.0%]であった。F0以外のてんかんは5.1% [5.5%] であった。生活保護を受けているものは、27.5% [27.3%] であった。

以下の分析は主に「処方せん料なしレセプト」について行なったが、処方せんの出ていないレセプトは病院からのものの割合が多くなっている。すなわち、全体としては病院からのレセプトは53%であるが、処方せん料なしレセプトではその割合が71%になっている。

2. 主たる傷病別にみた請求点数および診療実日数の分布

図 1 に主たる傷病別の処方せん料なしレセプトの請求点数の分布を示した。全体では、最小値 78 点、最大値 33,223 点であり、1 件当りの平均値は 2,612 点、中央値は1,651 点である。2,000 点未満が 60.0%、4,000 点未満が 90.2%を占める。

主傷病別にみると、器質性精神障害(F0) では 5,000 点未満までの累積割合が比較的 少なく 75.8%であり、最高点数もこの傷病 であった。精神作用物質による障害(F1)、 統合失調症圏(F2)では、5,000 点未満までの 累積割合はそれぞれ、85.5%、87.0%であ り、てんかん(F0 以外)、感情障害(F3)、神 経症性障害等(F4)ではそれらより高く、そ れぞれ 95.7%、96.2%、98.0%であった。 比較的例数の少ない傷病の中では、人格障 害の請求点数の分布がやや高い側に偏って いる。それ以外の傷病では請求点数が低い ものが大多数であった。

図 2 は同じく主傷病別の診療実日数の分布である。最小値 1 日、最大値 28 日、1 件当たりの平均値は 2.5 日である。診療実日数の分布は、全体としても傷病別にみても、請求点数とほぼ同じ傾向を示している。1日のみが最も多く全体で 47.3%、2 日までの累積で 79.9%、4 日までが 91.3%を占めている。一方 21 日以上は 13 例 0.8%あった。

3. 初診からの経過年数

図3に主傷病の初診からの経過年数を示した。この年数は罹病期間と必ずしも一致しないが、現在の医療機関に初診してからの年数、あるいは保険の種類が変更されてからの年数であるので、罹病期間はこれに等しいか、あるいはより長いといえる。

全体として主傷病の経過年数は0から47年におよんでおり、年数が1年に満たないものは15.4%であった。2年以上の長期にわたるものは、全体で68.5%であり、件数の多い主傷病別にみると、統合失調症圏(F2)の76.7%、てんかん(F0以外)の76.3%が多かった。精神作用物質による障害(F1)では62.7%とやや少なく、この傷病では1年未満が25.3%で最も多いのが特徴である。その他の傷病の2年以上の経過年数をもつ

ものの割合は、器質性精神障害(F0)では 69.7%、気分障害(F3)では 57.4%、神経症 性障害等(F4)では 57.0%となっている。

表 2 左側にその負担額別および主傷病別 の平均値と標準偏差を示した。てんかん(F0 以外)の 9.7 年、統合失調症圏(F2)の 8.2 年 が平均値としては大きく、またばらつきも 大きい。その他の傷病では、器質性精神障 害(F0)4.2 年、精神作用物質による障害 (F1)4.2 年、気分障害(F3)4.4 年、神経症性 障害等(F4)4.6 年であった。器質性精神障害 以外は、ばらつきがやや大きい。

負担額(10%)別にみると、負担額の大きいほうが初診からの経過年数も長いが、細かく見ると 1 万~2 万未満でもっとも長くなっている。これはこの群の統合失調症の割合が相対的に大きく、逆に負担額 2 万以上では器質性精神障害の割合が相対的に大きいことが影響しているものと思われる。

4.1日当たり請求点数

当月の請求点数を診療実日数で割った、1 日当たり請求点数を負担額(10%)および主 傷病別に検討した(表2右側)。

負担額の大きいほうが1日当たりの請求 点数も多いが、1日当たりとして最も平均 値が大きいのは5,000から1万未満の群で あり、この群ではばらつきも大きい。2万 以上の高額負担群ではばらつきが非常に小 さい。

主傷病別には、人格障害(F6)の平均値が 1,459 点で最も大きく、次いで器質性精神 障害(F0)の 1,397 点であった。統合失調症 圏(F2)は 1,240 点であった。

5. 主たる傷病別にみた請求点数の平均値

とその内訳

表3に主たる傷病別にみた処方せん料なしレセプト1件当りの請求点数およびその内訳を示した。全体としての請求点数の内訳は、投薬42.0%、精神科デイ・ケア等(精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアをあわせたもの、以下同)21.7%、通院精神療法等(デイ・ケア以外のその他の請求点数、以下同)20.0%が主なものであり、そのほかには、再診6.6%、重度痴呆患者デイ・ケア4.9%、検査2.0%などである。

請求件数が 50 件以上の傷病について平均値を比較すると、器質性精神障害が最も高く 4,988 点、次いで精神作用物質による障害 3,130 点、統合失調症 2,915 点、気分障害 2,090 点、てんかん 1,692 点、神経症性障害等 1,653 点の順であった。例数の少ないものの中では、人格障害(F6)が際立って高く平均 4,851 点であったが、これは 1万点以上が 26 件中 3 件あり、うち 1 件が 2.3 万点であったことが影響していると思われる。それ以外の傷病では概ね平均値は低かった。

請求件数 50 件以上の傷病で、デイ・ケア (精神科デイ・ケア等+重症痴呆患者デイ・ケア) が請求点数に占める相対的な割合が 高いのは、器質性精神障害(F0): 65.6% (14.0+51.6)、精神作用物質による障害 (F1):34.5% (34.3+0.2)、統合失調症圏 (F2):29.2% (27.5+1.7) であった。一方、 気分障害(F3)と神経症性障害(F4)では、通 院精神療法等の割合のほうが大きく、それ ぞれ 26.4%、30.3%を占めていた。てんか んではデイ・ケア、通院精神療法等ともに 割合は低い。 件数の少ないものの中では、人格障害 (F6)では精神科デイ・ケア等が 37.6%を占めるが、生理的障害等(F5)ではデイ・ケアの請求はなく通院精神療法等が 27.2%であった。精神遅滞(F7)は請求点数の絶対値が小さいため、相対的に通院精神療法等の割合が高くなっている。

デイ・ケア利用者(デイ・ケアの請求点 数が 0 でないもの) の割合は器質性精神障 害(F0): 27.3% (精神科デイ・ケア 8 件、重 度痴呆患者デイ・ケア 10 件)、精神作用物 質による障害(F1):16.9% (精神科デイ・ケ ア等 14 件、内重症痴呆患者デイ・ケア算定 あり1件)、統合失調症圏(F2):12.4% (精神 科デイ・ケア等 98 件、内重症痴呆患者デ イ・ケア算定あり 10 件、重症痴呆患者デ イ・ケア 1 件)、気分障害(F3): 3.6% (精 神科デイ・ケア等 16 件、内重症痴呆患者デ イ・ケア算定あり1件)、神経症性障害(F4): 4.0%(精神科デイ・ケア等6件)、人格障害 (F6): 15.4% (精神科デイ・ケア等 4 件)、 てんかん(FO以外): 0.5% (精神科デイ・ケ ア等1件)であった。

4. 負担額 (請求額の 10%) 別にみた診療 実日数、生活保護、本人家族の別、主た る傷病の分布 (表 4)

請求額の10%が本人負担額と仮定し、負担額別に2分類し、さらに高額負担群を3分した。その分類別にみると、診療実日数は高負担ほど多いほうに分布し、特に13日以上(週3回を超えるもの)の割合は、負担額1万~2万未満では70.7%、2万以上では100%であった。

生活保護の割合は低負担群ほど割合が低く、高負担になるにしたがって増加する。

本人家族の別では、5,000 以上群全体ではでやや本人の割合が低いが、1 万以上の高負担群では本人の割合が高かった。

主傷病は、低負担群では相対的に気分障害(F3)が多く、0.5万から1万未満、1万から2万未満の2群では統合失調症圏(F2)が多くなる。2万以上群では器質性精神障害(F0)が11例中3例であり、相対的な割合が大きくなっている。主傷病別にみた5,000以上の割合は、人格障害(F6)の30.8%が大きく、件数の多い傷病の中では器質性精神障害(F0)が24.2%で多い。精神作用物質による障害(F1)の14.5%、統合失調症圏(F2)の13.0%がそれに次いでいる。

5. 負担額 (請求額の 10%) 別にみた請求 点数の平均値とその内訳

表5に負担額(請求額の10%)別にみた 請求点数の平均値とその内訳を示した。

投薬、再診などはどの負担額群でも大差はないが、負担額が上がるにつれて精神科デイ・ケア等および重度痴呆患者デイ・ケアの点数が大きくなっている。特に2万以上の高負担群では87.4%が精神科デイ・ケア等および重度痴呆患者デイ・ケアの請求点である。

D:考察

今回対象としたレセプトは、全国の保険診療機関が提出した明細書から抽出されたものであり、平成12年度に行なわれた調査とはやや異なるものの、概ね代表性のある資料が得られたと考えている。しかし、書類の電子化の進行など、レセプト処理の状況が変化しており、今回の分析には電子化されたレセプトのデータは含まれていない。

また請求内容の検討をする際に、投薬を含んだ「処方せん料なしレセプト」を検討対象とせざるをえないが、処方せん料の請求があるレセプトの割合は、平成12年度調査の38.5%から、今回調査は54.1%に大きく増加している。これらのことはこの資料の限界として認識しておくべきことである。

以下に、平成17年11月9日の「第3回 自立支援医療制度運営調査検討会」検討結 果に示された「重度かつ継続」の範囲(以 下、第3回検討会結果という)と、精神通 院公費の対象者がどのように重なるかをみ て、検討結果の妥当性を述べる。

今回の対象の主たる傷病を ICD-10 に 従って分類すると、第 3 回検討会結果にお いて傷病名から「重度かつ継続」に該当す る、器質性精神障害(F0)、精神作用物質に よる障害(F1)、統合失調症圏(F2)、感情障 害(F3)、てんかん(F0 以外)の割合はそれぞ れ、3.9%、4.9%、47.3%、26.3%、5.5% であった。その合計は 87.9%であり、精神 通院公費の大多数が「重度かつ継続」に該 当することとなる。

また、5,000 点以上の請求の割合が比較的高いのは、器質性精神障害(F0)、精神作用物質による障害(F1)、統合失調症圏(F2)であり、これらは第3回検討会結果において、傷病名から「重度かつ継続」の適用とされたものに一致する。感情障害(F3)でも一定の割合で高額の請求があるが、器質性精神障害(F0)、精神作用物質による障害(F1)、統合失調症圏(F2)よりも低い。てんかん(F0 以外)、神経症性障害等(F4)では5,000点以上の請求の割合は低い。

5,000 点以上の請求の割合が高いものは、 診療実日数においても多い傾向がみられる。 また、診療実日数1日当たりの請求点数は、 人格障害(F6)、器質性精神障害(F0)で高い 傾向があり、また、請求点数が患者負担額 (円)と同じとみなせば、負担額の多いほうが 1日当たり請求点数も高い傾向がみられる。

第 3 回検討会結果において傷病名から「重度かつ継続」に該当するとされた、器質性精神障害(F0)、精神作用物質による障害(F1)、統合失調症圏(F2)、感情障害(F3)、てんかん(F0 以外)以外で 5,000 点以上に該当する者については、「情動及び行動の傷害」「不安及び不穏状態」の状態にあるため診療実日数も多く、「重度かつ継続」の適用になる者もあると考えられる。

さらに、主傷病の初診からの経過年数を みると、2 年以上の長期にわたるものが、 全体の7割弱を占め、特に統合失調症圏(F2)、 てんかん(F0 以外)で多かった。その他の精 神作用物質による障害(F1)、器質性精神障 害(F0)、気分障害(F3)、神経症性障害等(F4) でも、半数以上を占めていた。

以上のことから、第3回検討結果に示された「重度かつ継続」の範囲に従うならば、精神通院公費から自立支援医療制度に移行する利用者の大多数が「重度かつ継続」に該当することとなる。このことは精神通院公費がその制度の趣旨を踏まえて、概ね適正に運用されてきたことを示すものと考えられる。しかしながら、自立支援医療制度への移行に伴って制度の運用に変化が生じる可能性もあり、自立支援医療の適用の範囲についての検討結果をもとに、制度の運用実態をモニタリングする必要があると考えられた。

E:結論

現在の精神通院公費の利用者は、第3回 検討結果にある「重度かつ継続」に該当す るものが大多数を占める。このことは、精 神通院公費が概ね適正に運用されてきたこ とを示すものと考えられるが、自立支援医療制度への移行に伴って制度の運用に変化 が生じる可能性もあり、自立支援医療の適 用の範囲についての検討結果をもとに、制 度の運用実態をモニタリングする必要があ る。

F:健康危険情報 なし

G:研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表 なし

H:知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし